

グアム入国要件の変更について（グアムー北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラムの運用変更）

※ こちらに記載しているのは参考情報です。最新の正確な情報については、駐日米国大使館（<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>）（日本語）、グアム政府観光局（<https://www.visitguam.jp/planning/immigration-to-guam/>）（日本語）などのウェブサイトをご覧ください。

日本国籍者は、グアムへの入国には旅券および税関申告書（電子税関申告書「EDF」）のほか、以下 1 から 3 のいずれかが必要です。

- 1 米国査証
- 2 米国ビザ免除プログラム「ESTA」
- 3 グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「G-CNMI ETA」

【注意点】

上記 3 に関し、2024 年 11 月 29 日をもって「I-736」書面は廃止されました。

1 米国査証

グアムに 90 日以上滞在される方、公務等で入国される方は適切な米国査証を取得する必要があります。渡航目的により必要な査証の種類は異なりますので、詳細は駐日米国大使館ホームページ（<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>）をご確認下さい。

2 米国査証免除プログラム 電子渡航認証システム「ESTA」

米国（グアムを含む）に短期商用・観光目的で滞在期間が 90 日以内、有効な IC チップ搭載の旅券を保有しているなどの条件を満たす場合、米国査証免除プログラム（VWP）を利用しての入国が可能です。ESTA は、米国国土安全保障省が運用する電子渡航認証システム（有料）です。

詳細は、以下のウェブサイト等をご覧になり、必ず最新情報をご確認ください。

(1) 駐日米国大使館のウェブサイト

<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>

(2) 米国国務省のウェブサイト

<https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/tourism-visit/visa-waiver-program.html>

(3) グアム政府観光局のウェブサイト

<https://www.visitguam.jp/planning/immigration-to-guam/>

3 グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「G-CNMI ETA」

日本国籍者は、グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムの対象となりますので、同プログラムに加盟している航空会社を利用して、短期の商用や観光目的でグアムやサイパン等の北マリアナ諸島に渡航する場合、米国査証やESTAを申請・取得していなくても、45日以内の滞在であればグアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「G-CNMI ETA」（無料）を取得することにより入国することができます。

グアム政府観光局のホームページによりますと、「G-CNMI ETA」は、航空機搭乗の7日前までに申請することが推奨され、遅くとも5日前までに取得するよう案内されております。

なお、「I-736」書面は、2024年11月29日をもって廃止されました。

グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「G-CNMI ETA」の申請ウェブサイト

<https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/>

詳細はグアム政府観光局のウェブサイトをご確認下さい

<https://www.visitguam.jp/planning/immigration-to-guam/>